

東京都公報

発行 東京都

目次

○不健全図書類の指定……………

………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)………

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………

………(都市整備局市街地整備部再開発課)………

○建築基準法による道路位置の指定……………

………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………

………(環境局環境改善部化学物質対策課)………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………

………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)………

○平成二十八年度ふく調理師試験の実施……………

………(福祉保健局健康安全部健康安全課)………

○森林法第百八十九条の掲示……………

………(産業労働局農林水産部森林課)………

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………

………(生活文化局都民生活部管理法人課)………

○土地区画整理審議会委員の決定……………

………(都市整備局市街地整備部管理課)………

………

………

………

○開発行為に関する工事完了……………

………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)………

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………

………(環境局総務部環境政策課)………

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

………(産業労働局商工部地域産業振興課)………

○都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)………

○水道料金の減免措置の期間の延長……………(水道局)………

○水道料金の減免措置……………(同)………

○下水道料金の減免措置の期間の延長……………(下水道局)………

○下水道料金の減免措置……………(同)………

告示

●東京都告示第百四十五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 舛添 要 一

図書類

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者 指定理由

四二一六 雑誌 コアコミックス ④ 著しく性的感

がらばら!Girls 情を刺激し、

Paradise 青少年の健全

五三四四一四二 株式会社コアマガジン な成長を阻害

POE BACKS 同右 ある。

BABY COMIC 同右

S EXTRA
ムタ毛男子
五四〇八〇七七
株式会社ふゅーじょん
ぶろだくと

●東京都告示第百四十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき東池袋五丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 舛添 要 一

一 組合の名称

東池袋五丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年六月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区東池袋五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区東池袋四丁目三十番九号

平成二十七年六月十二日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年四月十五日

●東京都告示第百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年三月十八日	昭島市朝日町五丁目七百四十九番一の道路	延長 一六・二六 幅員 四・五〇
同右	平成二十八年三月二十九日	あきる野市雨間字塚ノ下四百七十九番十五及び同番十六の各一部	延長 九・二六 幅員 六・〇〇
同右	平成二十八年三月三十一日	昭島市大神町一丁目四百五十三番二の道路	延長 二八・〇二 幅員 四・〇〇

◎東京都告示第八百四十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十五日

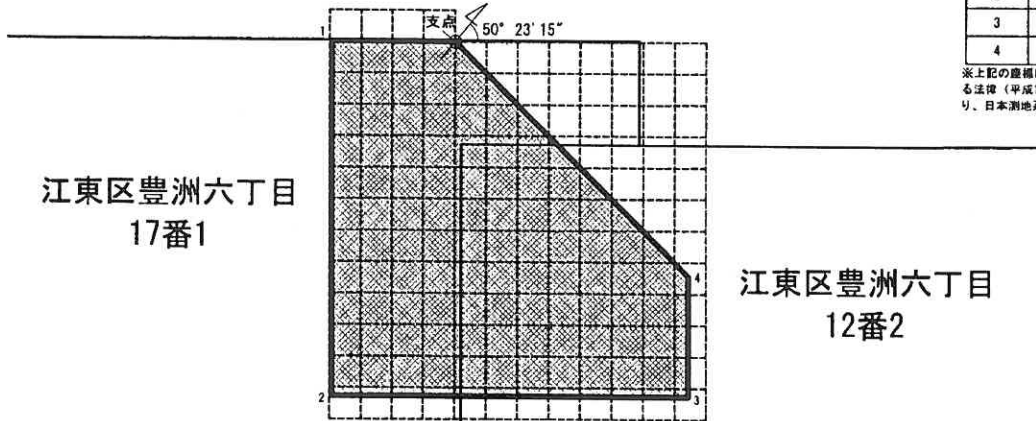
東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図

No.	X座標	Y座標
支点	-39427.600	-4315.020
1	-39452.557	-4165.323
2	-39539.397	-4093.412
3	-39466.930	-4005.847
4	-39437.457	-4030.238

※上記の座標は、測量法及び水路業務法の一部改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。



《支点》
 支点は、調査対象地の最北端とする。

《格子の回転角度》
 50度23分15秒
 格子の回転角度は、支点を通り、真西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- : 形質変更時要届出区域
- : 筆境界
- : 単位区画線
- : 調査対象地

●東京都告示第八百四十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区堀船二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物